

令和6(2024)年度

水質検査計画書

身延町上下水道課

◇ 目 次

	ページ
1. 水質検査の基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 水道水源等の概況	5
4. 定期的な水質検査	5
5. 臨時の水質検査	5
6. 水質検査の方法	5
7. 水質検査計画及び検査結果の公表	5
8. 関係機関との連携	6
9. 水質検査計画	7
(1) 身延地区	
(2) 下部地区	
(3) 中富地区	

令和6年度 水質検査計画

◇ 安全な水を目指して ◇

身延町上下水道課

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために欠かすことのできないものであり、水質管理の中核をなすものであります。

このため、水質基準は水道を取り巻く環境の変化に応じた見直しが行われており、平成16年4月1日から、より強化された現在の水質基準が適用されています。

また、水道の水質は、地域、原水の種類や質、浄水の方法などにより異なるため、それぞれの水道の状況に応じた適切な検査が求められています。

身延町では、水質検査の適正化を確保するために、水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、「水質検査計画」を策定しました。

1. 水質検査の基本方針

- (1) 採水地点： 水道水（浄水）については、水質基準が適用される給水栓（蛇口）で検査します。また、原水は浄水施設に至るまでの間の効果的な地点で検査を実施します。
- (2) 検査項目： 法により義務付けられている水質基準項目及び必要と判断した項目を実施します。
- (3) 検査頻度： 過去3年間の検査結果や水源の状況などを考慮し、項目ごとに頻度を定めました。1年で水質の悪化している時期に原水の全項目（51項目）検査を行い、異常が認められた場合は直ちに浄水の安全性を確認します。
- (4) 臨時水質検査： 水質異常が発生した場合、直ちに実施し、水質異常が終息し給水栓からの水の安全性が確認されるまで行います。
一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度及びその他水質基準項目の内、必要な項目を検査します。
- (5) 検査方法： 高度な設備と検査技術が必要なため、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。なお、検査は国が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）にて行います。
毎日検査については、受益者である住民の方に協力をいただく中で町が行います。
- (6) 検査機関： 検査精度と信頼性を重視し、水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の認定を受け、緊急時にも対応可能な「**一般社団法人山梨県食品衛生協会（登録番号56）**」に委託します。
- (7) 関係機関との連携： 水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあった時は、国・県及び近隣水道事業者等の関係機関との情報連絡を取り、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対応を行います。

2. 水道事業の概要

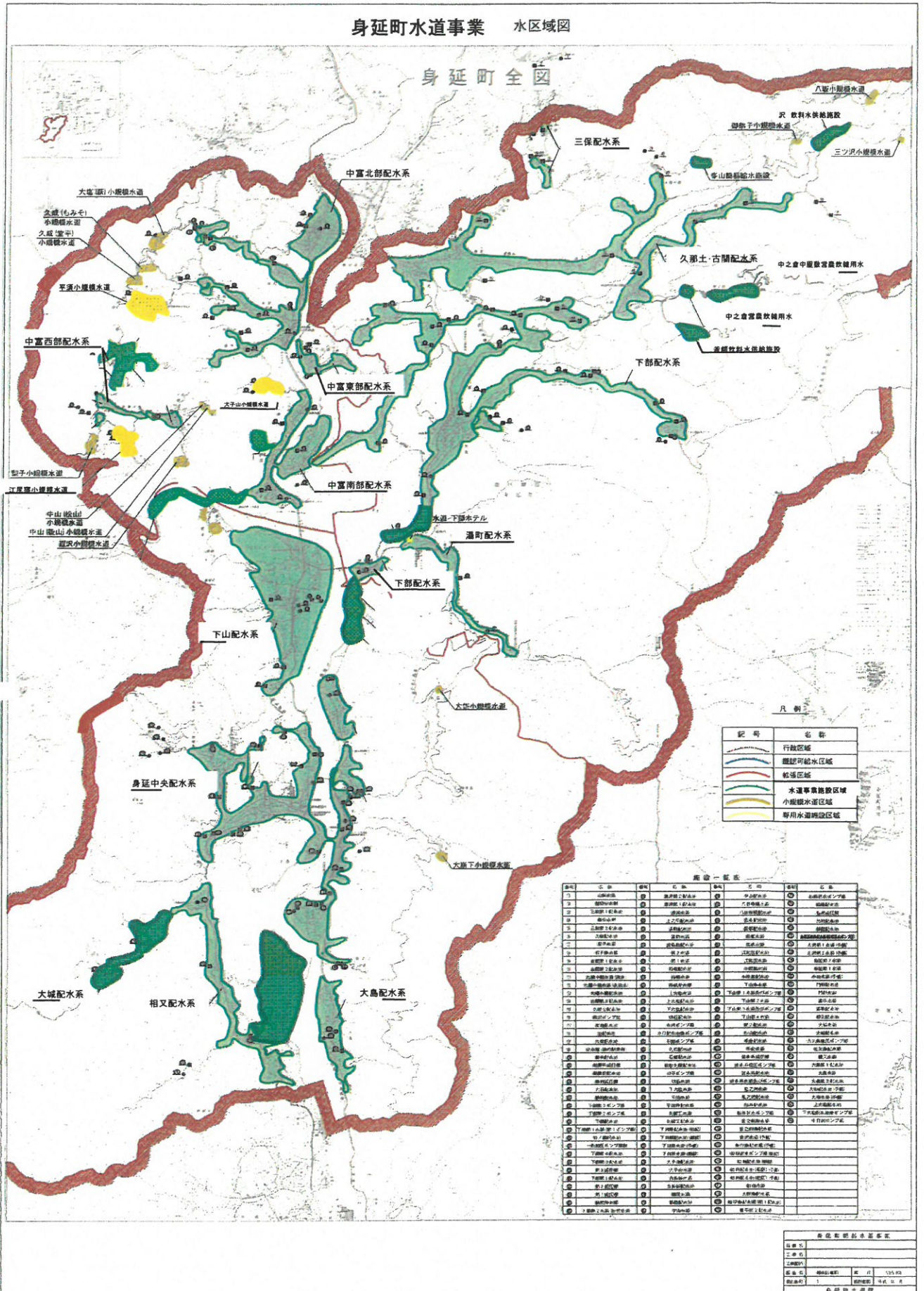
(1) 給水状況

令和3年度の給水状況は「表1 給水状況」のとおりです。また、それぞれの水道事業の給水区域は「図1 給水区域図」のとおりです。

表1 給水状況（令和5年3月31日現在 水道統計より）

事業の名称	身延地区水道事業	下部地区水道事業	中富地区水道事業
水道事業の数	5事業	9事業	7事業
区域内人口	4,836人	2,699人	2,556人
計画給水人口	8,052人	5,689人	3,849人
現在給水人口	4,836人	2,699人	2,556人
年間給水量（千 m^3 ）	655千 m^3 /年	344千 m^3 /年	331千 m^3 /年
普及率	100.00%	100.00%	100.00%

図1 給水区域図



(2) 水源及び浄水場の状況

各簡易水道の水源及び浄水場の概要は、「表2 水源及び浄水場の概要」のとおりです。

表2 水源及び浄水場の概要

身延地区 5水道事業	水道事業名	身延中央						
	配水系統	身延	梅平	新宿	大野	波木井	角打	和田平
	浄水場	西谷	梅平	新宿	大野	波木井	宮之前	和田平
	水源	伏流水	伏流水	伏流水	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸
	年間給水量 (千m ³)	378千m ³						
	浄水方法	急速ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
	主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム・PAC	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	主な給水区域	門内、小田船原	梅平、塩沢・ 波木井の一部	新宿、東谷、 塩沢、波木井 の一部	大野	波木井	角打、和田、樋之 上、和田の一部	和田、和田平

水道事業名	身延中央	下山	相又	大島	大城
配水系統	塩之沢	下山	相又	大島	大城
浄水場	塩之沢	下山	相又	大島	大城
水源	深井戸	深井戸	伏流水	深井戸	湧水
年間給水量 (千m ³)		182千m ³	46千m ³	30千m ³	19千m ³
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム・PAC	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム・PAC
主な給水区域	塩之沢、帯金	下山、杉山	相又、小田の一 部、横根中、光子 沢、大久保、清子	大島	大城、門野、湯平

下部地区 9水道事業	水道事業名	下部				久那土・古閑		三保
	配水系統	下部	下部	清澤	波高島	久那土	大磯小磯	三保
	浄水場	第2 (栃代)	第1水源	清澤	波高島	根子	大磯小磯	山家
	水源	表流水	浅井戸	表流水	浅井戸	表流水	表流水	受水
	年間給水量 (千m ³)	151千m ³				94千m ³		2千m ³
	浄水方法	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	(受水) 塩素消毒
	主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	主な給水区域	常葉・市之瀬	常葉・市之瀬	清沢	波高島・八木沢	根子～三沢	大磯小磯	久保・山家

水道事業名	湯町
配水系統	湯町
浄水場	湯之奥
水源	表流水
年間給水量 (千m ³)	84千m ³
浄水方法	急速ろ過 塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム
主な給水区域	湯町

水道事業名	中ノ倉営農 飲雑用水	釜額飲料水 供給施設	峯山簡易 給水施設	沢 飲料水 供給施設	中ノ倉中屋 敷営農飲雑
配水系統	中ノ倉	釜額	峯山	沢	中ノ倉中屋敷
浄水場	中ノ倉	釜額	峯山	沢	中ノ倉中屋敷
水源	表流水	表流水	表流水	表流水	表流水
年間給水量 (千m ³)	4千m ³	3千m ³	1千m ³	0.1千m ³	5千m ³
浄水方法	塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム・PAC	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム・PAC
主な給水区域	中ノ倉	釜額	峯山	沢	中ノ倉中屋敷

中富地区
4水道事業

水道事業名	中富北部				中富南部		
配水系統	切石			西島	飯富	八日市場	宮木
浄水場	切石	水口	大塩	西島	飯富	八日市場	宮木
水源	深井戸			深井戸	深井戸	深井戸	深井戸
年間給水量 (千m ³)	161千m ³				136千m ³		
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
主な給水区域	切石・手打沢 ・夜子沢	寺沢・ 日向南沢・ 久成	大塩	西島	飯富・下伊 沼・栗倉の 一部	八日市場・ 上伊沼	宮木

水道事業名	中富東部	中富西部	
配水系統	下田原	古長谷	矢細工
浄水場	下田原	古長谷	矢細工
水源	深井戸	表流水	表流水
年間給水量 (千m ³)	16千m ³	9千m ³	
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナ トリウム・PAC	次亜塩素酸 ナ トリウム・PAC
主な給水区域	下田原	古長谷・中山・榎原	矢細工

中富地区
3小規模

水道事業名	平須	江尻窪	大子山
配水系統	平須	江尻窪	大子山
浄水場	平須	江尻窪	大子山
水源	表流水	伏流水	表流水
年間給水量 (千m ³)	3千m ³	5千m ³	1千m ³
浄水方法	緩・急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸 ナトリウム・PAC	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
主な給水区域	平須	江尻窪	大子山

3. 水道水源等の概況

本町の水源は深井戸、浅井戸、表流水、伏流水を利用しています。

富士川水系以外の水源は人里離れた奥地にあり、また、富士川流域周辺の水源地は深井戸で、宅地に近接する水源もあるが、年間を通じて安定した水質及び水量が確保されています。これらの水源の汚染要因は少ないものと推定されます。

4. 定期的な水質検査

(1) 毎日行う検査

1日に1回、色、濁り、消毒の残留効果を検査します。

(2) 毎月行う検査

1ヶ月に1回、水質変化の指標となる9項目について水質検査を行います。

(3) 3ヶ月に1回行う検査

3ヶ月に1回毎月行う検査に加えて消毒副生成物等の検査を行います。

(4) 年1回行う検査

年1回、「省略不可能項目」及び「水道水の安全性を保証するための項目」について検査を行います。

検査頻度は、法令の定めに従い水系ごとに過去の検査結果を考慮し、決めています。

(5) 必要に応じて行う検査

クリプトスポリジウム等対策指針を踏まえ、継続して適宜検査を行います。

5. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う要件

次のような場合に臨時に水質検査を行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・浄水過程に異常があったとき
- ・水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ・その他、特に必要があると認めるとき

(2) 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度及びその他水質基準項目のうち必要な項目

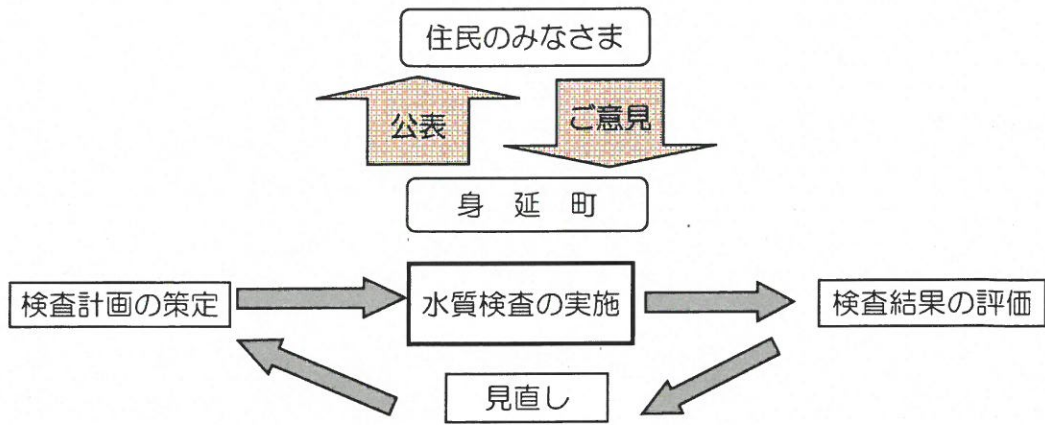
6. 水質検査の方法

水質検査は、高度な設備と検査技術が必要になるため、国土交通大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

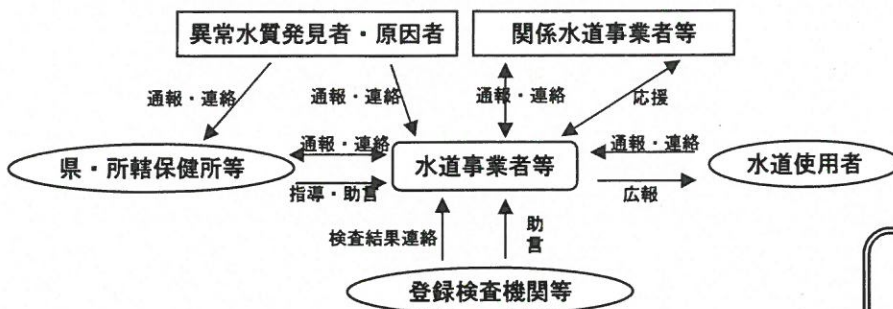
住民の皆さんに安心して水道を使っていただけるよう、水質検査計画を町の上下水道課並びに各支所において公表します。検査計画は年度ごとに、前年度の3月末までに策定後、公表します。併せて申請があれば、前年度までの検査結果も公表します。

水質検査結果の評価を行い、次年度の水質検査計画に反映させていきます。



8. 関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症等の発症があった場合は、県及び近隣水道事業者、委託検査機関との連絡を密し、速やかな対策を講じます。



問い合わせ先
 身延町上下水道課
 TEL: 0556-42-4811

施設名称	配水系統	分類コード	ページ
身延中央	身延(西谷)	35-01	01/35
身延中央	梅平	35-02	02/35
身延中央	新宿	35-03	03/35
身延中央	波木井	35-04	04/35
身延中央	大野	35-05	05/35
身延中央	宮之平	35-06	06/35
身延中央	和田平	35-07	07/35
身延中央	塩之沢	35-16	12/35
下山	下山	35-08	08/35
相又	相又	35-09	09/35
大島	大島	35-10	10/35
大城	大城	35-11	11/35
大門	門野・湯平	35-17	13/35
下部	下部(第1・常葉)	36-01	14/35
下部	下部(第2・栃代)	36-02	15/35
下部	清沢	36-03	16/35
久那土・古関	久那土(根子)	36-04	17/35
久那土・古関	久那土(大磯小磯)	36-05	18/35
三保	三保	36-06	19/35
湯町	湯町	36-07	20/35
波高島	波高島	36-08	21/35
中之倉	中之倉(営農飲雑用水)	36-09	22/35
釜額	釜額(飲料水供給施設)	36-10	23/35
峯山	峯山(簡易給水施設)	36-11	24/35
沢	沢(飲料水供給施設)	36-12	25/35
中之倉中屋敷	中之倉中屋敷(中屋敷営農飲雑用水)	36-15	26/35
中富北部	西島	37-01	27/35
中富北部	切石	37-02	28/35
中富東部	下田原	37-03	29/35
中富南部	八日市場	37-04	30/35
中富南部	飯富	37-05	31/35
中富南部	宮木	37-06	32/35
中富南部	小原島	37-14	33/35
中富西部	矢細工	37-08	34/35
中富西部	古長谷	37-9	35/35
平須	平須	37-07	1/3
江尻窪	江尻窪	37-11	2/3
大子山	大子山	37-13	3/3

身延町役場 上下水道課

〒409-3423

南巨摩郡身延町飯富 2241-75 番地先
(中富浄化センター内)

Tel: 0556-42-4811

Fax: 0556-42-4815

身 延 支 所

〒409-2592

南巨摩郡身延町梅平 2483-36

Tel: 0556-62-1111

Fax: 0556-62-1118

下 部 支 所

〒409-2992

南巨摩郡身延町常葉 1093

Tel: 0556-36-0011

Fax: 0556-36-0936